

奈良県動物愛護管理推進計画 (第2次計画)



平成30年3月

奈良県

目次

はじめに

第1 計画の基本的事項

- 1 計画の位置づけ
- 2 改定の背景
- 3 改定の考え方
- 4 計画の期間
- 5 基本理念

第2 人と動物の共生する社会の実現に向けて

- 1 奈良県の役割
- 2 市町村の役割
- 3 所有者の役割
- 4 動物取扱業者の役割
- 5 県民の役割
- 6 動物愛護団体、ボランティア、関係団体等の役割

第3 奈良県の取組状況と課題

- 1 所有者の動物への責任、社会に対する責任の徹底
- 2 動物愛護センターにおける動物の適正な取扱い
- 3 教育機関との連携システムの構築
- 4 地域社会への啓発と協働体制の推進
- 5 動物取扱業の適正化、社会的責任の徹底
- 6 実験動物、産業動物への責任の徹底
- 7 県民と動物の安全の確保

第4 施策体系と施策

- 1 動物の適正な飼養及び管理の促進
 - [施策1-1] 犬の登録・狂犬病予防注射の徹底
 - [施策1-2] 所有者明示(個体識別)の推進
 - [施策1-3] 適正飼養、繁殖制限及び終生飼養の普及啓発の推進
 - [施策1-4] 飼い主のいない猫を減少させる取組の実施
 - [施策1-5] 収容された犬猫の譲渡の促進
 - [施策1-6] 動物による危害の発生防止
 - [施策1-7] 動物取扱業者への監視指導の徹底
 - [施策1-8] 動物取扱業者による飼養者への啓発指導の推進
 - [施策1-9] 実験動物及び産業動物における管理の適正化の徹底
- 2 動物の愛護及び管理に関する普及啓発
 - [施策2-1] 動物愛護センターを活用した体験学習の実施

- [施策2-2] 「いのちの教育プログラム」の展開
- 3 災害時における動物の適正な飼養及び保管
 - [施策3-1] 人とペットの災害対策ガイドラインの作成
 - [施策3-2] 動物の災害対策に関する啓発物品の作成・配布、研修会の実施
- 4 行政機関、民間団体等との協力体制の構築
 - [施策4-1] ボランティアの育成、支援体制の構築
 - [施策4-2] 関係機関との連携

はじめに

動物は、家庭でも、畜産でも、実験動物においても、実に多くのものを人に与えてくれます。それは心の癒しであったり、卵や牛乳や食肉などの貴重なタンパク源であったり、医学にとって欠かせないデータであったりと様々です。私たちはこの多くの恩恵を受けるとともに、大きな責任も負っています。

責任には2つの側面があります。それは「動物に対する責任」と「社会に対する責任」です。

人間のために動物をむやみに苦しめてはいけません。家庭動物の場合は、その動物が命を終えるまで寄り添う、終生飼養が所有者に求められます。同様に、動物のために人間が苦しんでもいけません。特に、家庭動物が家族の一員であるならば、その一員が周辺の方々に迷惑をかけないという当然のマナーが家族としての所有者や管理者に求められます。

この責任に対する自覚を欠いて動物と関わることで、様々な問題を引き起こしています。鳴き声や臭気などで周辺に迷惑をかけ地域との調和が失われれば、動物にも社会にも良いことはありません。本県では、共に過ごす年月がその動物にも、飼い主にも、地域の方々にとっても、快適で喜びに満ちたものになることが何よりも大切だと考えています。

こうした考えのもと、平成20年2月に奈良県動物愛護管理推進計画を策定し、動物の愛護及び管理の推進を図ってまいりました。この間、計画推進の拠点となる中和保健所動物愛護センターを平成20年度に開所し、計画に列挙した施策の推進や目標の達成に努めてまいりました。

平成30年3月に計画の期間が終了することに伴い、これまでの計画を見直しました。新たな目標の下、今後も県・市町村・関係団体・県民が連携し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指してまいります。

平成30年3月

奈良県

第1 計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

奈良県動物愛護管理推進計画（以下「計画」という。）は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）第5条に基づき、環境大臣が平成18年10月に定めた、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）に即して、奈良県の実情を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する本県の動物愛護管理行政の基本的な方向性を明確化し、統一的に施策を遂行すること等を目的とします。

2 改定の背景

- 計画期間（平成20年度～29年度）の終了
- 動物愛護管理法の改正（平成24年9月5日）
- 基本指針の改正（平成25年8月30日）

3 改定の考え方

これまでの取組を検証し、現状と合わせて、これからの10年間に取り組むべき課題を整理し、施策体系を、①動物の適正な飼養及び管理の促進、②動物の愛護及び管理に関する普及啓発、③災害時における動物の適正な飼養及び保管、④行政機関、民間団体等との協力体制の構築の4本の柱に再構成しました。

多様な主体の参加を広く得ることで、平成20年2月策定の計画に引き続き、「人と動物の共生する社会の実現」を図る計画としました。

具体的にはこの計画に基づく15の施策を「動物と楽しく暮らせるみんなの街づくり」として効果的に展開していき、多様な意見、情報及び専門的知識を把握するとともに、動物愛護管理に関わる様々な主体に共通の行動指針となるよう努めました。

4 計画の期間

本計画の期間は平成30年度(2018)から平成39年度(2027)までの10年間とします。また、状況の変化に対応するため、策定後、概ね5年後に見直しを行うこととします。

5 基本理念

- 動物の愛護
 - ・ 動物の命の尊厳を守ることを通じて、社会における生命尊重の涵養を図る。
- 動物の管理
 - ・ 動物の適正な管理による、動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのない社会を実現する。
- 合意形成
 - ・ 動物の愛護及び管理に関する県民合意を形成する。

第2 人と動物の共生する社会の実現に向けて

人と動物の共生する社会の実現には、所有者が「動物への責任」を果たすこと、さらに、その飼養に関わり「社会に対する責任」を果たすことが必要です。しかし、飼養動物に関する苦情、相談内容の多くは、所有者の飼養マナーの欠如や適正飼養に関する知識の不足から起こる近隣への迷惑行為等地域に密着したトラブルです。人と動物の共生する社会の実現とは、こういったトラブルのない動物と楽しく暮らせるみんなの街をつくることです。

動物の飼養を始めるに当たって十分な準備をしなかったが為に、こんなはずではなかったという事態に陥る飼い主も多く、これが進行して、劣悪な環境での多頭飼養や飼育放棄、遺棄などの虐待事例へ至る例も少なくありません。

このような数多くの課題に対して、県、市町村、動物愛護団体等をはじめ、多くの主体が関わって、協議し、協働作業することによって、最終的に県民の合意による「動物と楽しく暮らせるみんなの街づくり」を実行してまいります。

1 奈良県の役割

県は、動物の保護・収容・返還・譲渡及び殺処分、動物取扱業の登録と監視指導、特定動物の飼養許可の他、動物由来感染症対策、人とペットの災害対策等の総合的な動物愛護管理に関わる施策を受け持っております。

また、動物愛護管理施策の総合的推進拠点である中和保健所動物愛護センター（以下、動物愛護センター）が核となり、市町村が実施する多くの動物に関わる施策や、各種の動物愛護団体、NPO、ボランティア等による地域に根ざした活動を県内全域で実施されるように支援しながら、本計画の着実な推進を図る役割を果たしていく責務があります。

2 市町村の役割

市町村には、犬の登録の実施率の向上等、狂犬病予防体制の維持強化に当たると共に、不適正な多数の動物の飼養による周辺的生活環境の侵害を防ぐなど、地域社会に密着した事例について、県と協力して、その改善を図っていく責務があります。さらに、人と動物の共生する社会の実現に向け市町村の果たす役割は大きく、自治会単位の「犬のしつけ教室」の開催など、きめ細かな取組が重要です。

また、それぞれの地域における動物愛護管理の担い手の活動支援や、身近な広報誌やネットワークを用いて、所有者への社会的責任の啓発や、地域住民への動物に関する理解促進といった重要な役割があります。

なお、中核市である奈良市は、県と同様、これらに加えて動物の保護・収容・返還・譲渡及び殺処分、動物取扱業の登録と監視指導、特定動物の飼養許可の他、動物由来感染症対策、人とペットの災害対策等の総合的な動物愛護管理に関わる施策も受け持っております。

3 所有者の役割

人と動物の共生する社会の実現に向けて、動物を飼養する所有者が果たすべき役割とは、関係法令や地域社会のルールを遵守し、動物の生理、生態、習性を考慮して生涯にわたり適正に飼養するという責務を果たすことです。本県が推進する動物愛護管理行政の三原則である、適正飼養、繁殖制限及び終生飼養を十分に理解し、実践し、飼養動物が地域の一員として受け入れられるよう、主

体的に行動していくことが求められます。

4 動物取扱業者の役割

動物取扱業者は、動物のプロフェッショナルとしての自覚に基づき、健康な動物を適正に保管、提供すると共に、動物愛護管理法に基づき、購入者に対し、所有者責務の浸透を図るなど社会的役割を担っています。また、動物取扱業者は自己も所有者の一人であり、動物の所有者としての模範となるように、常に県民からの視線を十分に意識し、動物取扱業界の健全な発展に寄与しなければなりません。

5 県民の役割

人と動物の共生する社会の実現は、動物からの危害をなくす、動物に危害を加えないという、人と動物にとって安らかで心豊かな社会づくりを大前提としています。

「私は、動物を飼養していないから関係がない」と無関心になることなく、動物を飼養している方や動物取扱業者に対して関心を持ち、問題意識を共有することで、間接的に動物、地域、社会全体とつながりながら心豊かな社会づくりに協力することが求められます。

6 動物愛護団体、ボランティア、関係団体等の役割

動物愛護団体、ボランティア、NPO等には様々な考え方や活動の方針がありますが、実践方法論に違いはあっても、共通の理念として通じるころはあり、人と動物の共生する社会の実現は、総論的には多くの団体、個人に受け入れられるものと考えられます。

この連携が可能な部分で協働し、また、独自の活動の中での動物愛護管理施策への協力を重ねながら、県や市町村のパートナーとしての信頼関係の構築が期待されています。

また、公益社団法人奈良県獣医師会については、狂犬病予防体制の維持、動物愛護週間事業への協力、災害対策への協力、繁殖制限手術の普及等に、県や市町村と連携して当たっており、今後も動物由来感染症の調査研究や、技術研修会の実施なども併せて、専門的や技術的な分野において本計画の重要な役割を担っていくと考えています。

第3 奈良県の取組状況と課題

平成 20 年度に策定した奈良県動物愛護管理推進計画において、7 本の柱に対し 31 の施策を設け、人と動物の共生する社会の実現に向けて取り組んでまいりました。各施策の取組状況と課題は以下のとおりです。

1 所有者の動物への責任、社会に対する責任の徹底

[取組状況]

- 動物の所有者には、動物を適正に飼養する「動物への責任」と、関係法令や地域社会のルールを守る「社会に対する責任」があります。これらを徹底させるため、ポスターやリーフレット等の啓発物品の作成配布や、講習会や啓発イベントなどを行い、特に適正飼養、繁殖制限、終生飼養の三原則について推進してきました。
- 狂犬病予防に関する啓発については市町村や公益社団法人奈良県獣医師会と連携し、動物の遺棄・虐待については警察と連携するなど、法令の周知と徹底に努めました。

[課題]

- 飼養動物を原因としたトラブルの発生や、犬猫の引取り数、犬猫の殺処分数の多いことから、所有者に十分な知識と理解が得られるよう、更に普及啓発に努める必要があります。

2 動物愛護センターにおける動物の適正な取扱い

[取組状況]

- 動物愛護センターを平成 20 年 4 月に開所し、施設面を整えると共に、保管動物のケアの向上に努めてきました。また、平成 23 年 6 月には殺処分方法を従来の炭酸ガスまたは麻酔薬注射による安楽死から、すべて麻酔薬の個別注射に移行しました。
- 収容動物の抑留後の保管期間を平成 20 年当時の 3 日間から、1 週間に延長し、所有者への返還の可能性を高めるよう努めました。
また、「迷い犬・猫ゼロ運動」として、犬には法的義務である鑑札と狂犬病予防注射済票の装着を徹底させ、加えて、全ての飼い犬・飼い猫に名札をつけてもらうよう、ポスターや啓発カードを作成し、所有者明示を呼びかけてきました。

[課題]

- 「動物の適正な取扱い」が動物愛護管理事業すべての基礎となるため、動物愛護センターはその模範となるよう、収容施設における動物福祉や衛生的管理など、現在の取組を継続していくことが重要と考えます。

3 教育機関との連携システムの構築

[取組状況]

- 教育委員会との連携により、県内小学校からモデル校を指定し、出前授業や遠足等により「いのちの教育プログラム」を展開し、動物福祉教育に努めてきました。

[課題]

- 教育機関等との連携を深め、年齢や学年に応じた「いのちの教育プログラム」の展開が必要

と考えます。

4 地域社会への啓発と協働体制の推進

[取組状況]

- 動物愛護センターを活用し、小学生を対象とした体験学習や、未就学児童への体験プログラムを実施し、幼少時代からの動物愛護精神の涵養を図ると共に、次世代への適正な動物の所有者の育成に努めました。
- 動物愛護センターを中心に、動物譲渡活動や譲渡候補動物の一時飼養を行うボランティアの参画を募り、協働体制を構築しました。ボランティアの方々には、県が実施する動物愛護フェスティバル等の啓発イベントにも参加いただき、協働して動物愛護の普及啓発及び収容動物の譲渡機会の拡大に努めてきました。
- 平成 27 年には動物愛護管理推進協議会を設置し、動物愛護と適正な飼養についての啓発などを行うボランティアである動物愛護推進員を委嘱しました。動物愛護推進員の方々には、個々に活動を行うだけでなく、県の譲渡活動や防災訓練などにも参加していただき、共に啓発に努めました。

[課題]

- ボランティアの育成及び円滑な活動のため、より充実した支援体制を構築していく必要があります。
- 飼い主のいない猫についても、地域社会との連携を深め、県民、市町村、関係団体との協力体制を視野に、取組を検討していく必要があります。

5 動物取扱業の適正化、社会的責任の徹底

[取組状況]

- 動物取扱業者に対し、監視指導と動物取扱責任者研修を通じた情報の伝達を行いました。特に犬猫販売業者や大規模ブリーダー、いわゆるペットショップなどを重点施設とし、定期的な立ち入りによる監視指導を実施してきました。また、動物取扱業への苦情相談等の情報に対しても、適時適切な監視指導に努めてきました。

[課題]

- 取り扱い動物の適正飼養と法令の遵守が徹底されるよう、事業者への情報提供及び指導に努めていく必要があります。
- 動物取扱業者を通じ、利用者に適正飼養、繁殖制限、終生飼養の三原則を広めていけるよう、連携していく必要があります。

6 実験動物、産業動物への責任の徹底

[取組状況]

- 関係部局を通じ、情報の共有に努めました。

[課題]

- 今後も関係部局を通じ、動物愛護管理法に基づく基準等が実践されるよう、普及啓発が必要です。

7 県民と動物の安全の確保

[取組状況]

- 狂犬病検査運用要領を定め、訓練を行ってきました。
- 大災害発生に備え、奈良市及び公益社団法人奈良県獣医師会と「災害時における動物救護活動の協力に関する協定」を締結しました。これに伴い、リーフレットの作成や、防災訓練への参加を通じ、ペットの災害対策に関する普及啓発に努めてきました。

[課題]

- 狂犬病を含む、動物由来感染症に関する正しい知識の普及啓発が必要です。
- 災害発生時に迅速な対応が行えるよう、人とペットの災害対策ガイドラインの作成が必要です。また、動物の所有者へ動物の災害対策に関する情報を伝え、備えを促す取組が必要です。

第4 施策体系と施策

本計画では、取り組むべき施策の柱を、平成20年度策定時の7本から、以下の4本に再構成しました。この柱に基づき15の施策を効果的に展開していくことで、人と動物の共生する社会の実現を図ります。

1 動物の適正な飼養及び管理の促進

- [施策1-1] 犬の登録・狂犬病予防注射の徹底
- [施策1-2] 所有者明示(個体識別)の推進
- [施策1-3] 適正飼養、繁殖制限及び終生飼養の普及啓発の推進
- [施策1-4] 飼い主のいない猫を減少させる取組の実施
- [施策1-5] 収容された犬猫の譲渡の促進
- [施策1-6] 動物による危害の発生防止
- [施策1-7] 動物取扱業者への監視指導の徹底
- [施策1-8] 動物取扱業者による飼養者への啓発指導の推進
- [施策1-9] 実験動物及び産業動物における管理の適正化の徹底

2 動物の愛護及び管理に関する普及啓発

- [施策2-1] 動物愛護センターを活用した体験学習の実施
- [施策2-2] 「いのちの教育プログラム」の展開

3 災害時における動物の適正な飼養及び保管

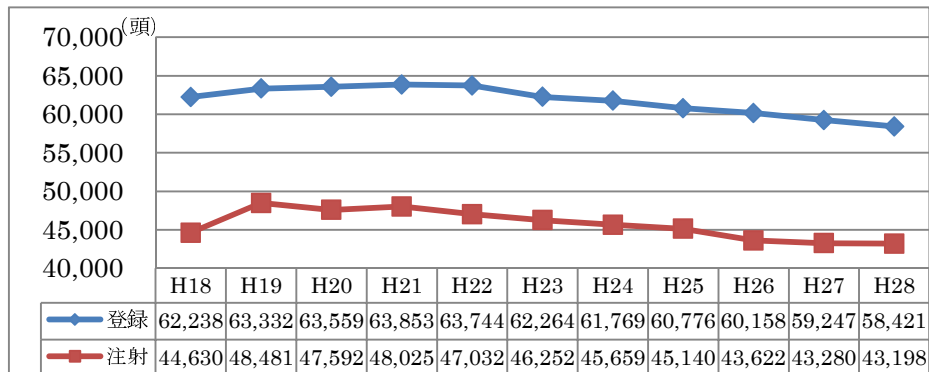
- [施策3-1] 人とペットの災害対策ガイドラインの作成
- [施策3-2] 動物の災害対策に関する啓発物品の作成・配布、研修会の実施

4 行政機関、民間団体等との協力体制の構築

- [施策4-1] ボランティアの育成、支援体制の構築
- [施策4-2] 関係機関との連携

1 動物の適正な飼養及び管理の促進

犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況



(奈良県くらし創造部消費・生活安全課調べ)

表・グラフの数値には奈良市を含みます。

(以下同様)

犬の登録頭数は平成 21 年度をピークに、それ以降減少を続けています。平成 28 年度末においては 58,421 頭と、平成 18 年度比で約 6.1%減少しています。また犬の登録頭数に対する狂犬病予防注射接種率は平成 28 年度末において 73.9%です。しかし、未だに無登録の飼養者が存在することから、実質的な狂犬病予防注射接種率は世界保健機関（WHO）が定める国内感染の拡大を防止することができる最低接種率 70%に達しないと思われまます。

WHOの推計によると、狂犬病により世界中で毎年約 59,000 人が死亡しています。狂犬病はいったん発症するとほぼ 100%が死に至る、危険な動物由来感染症のひとつです。

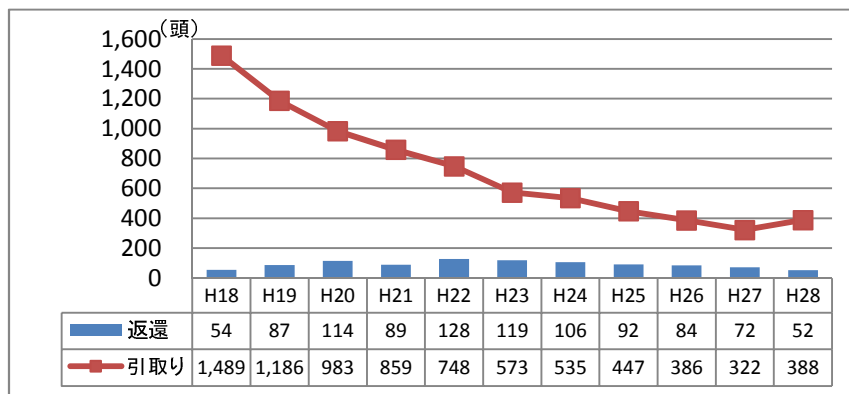
日本では狂犬病予防法が昭和 25 年に施行され、飼い犬の登録と狂犬病予防注射、野犬等の抑留が徹底されたことにより、狂犬病の発生は人では海外からの帰国者を除き昭和 29 年から、犬などの動物では昭和 32 年からありません。しかし、狂犬病は日本の周辺国を含む世界のほとんどの地域で依然として発生しており、近年、中国、インド、インドネシア等で狂犬病の発生が拡大していることを考えると、日本は常に侵入の脅威にさらされています。

[施策1-1] 犬の登録・狂犬病予防注射の徹底

生後 91 日以上以上の犬の所有者は、「狂犬病予防法」により犬の登録及び狂犬病予防注射接種の義務があります。県は世界各国、特にアジア地域において多くの発生のある「狂犬病」が万一国内に侵入したときに、蔓延が防止できるよう、登録、注射の実施率の向上と個体識別措置の徹底化を図ります。

- 関係機関と協力し、登録・注射に関する必要性の啓発に努めます。
 - ・ 市町村による啓発
 - ・ 動物病院、獣医師会による啓発
 - ・ 動物取扱業者への指導と情報提供
 - ・ 保健所による啓発

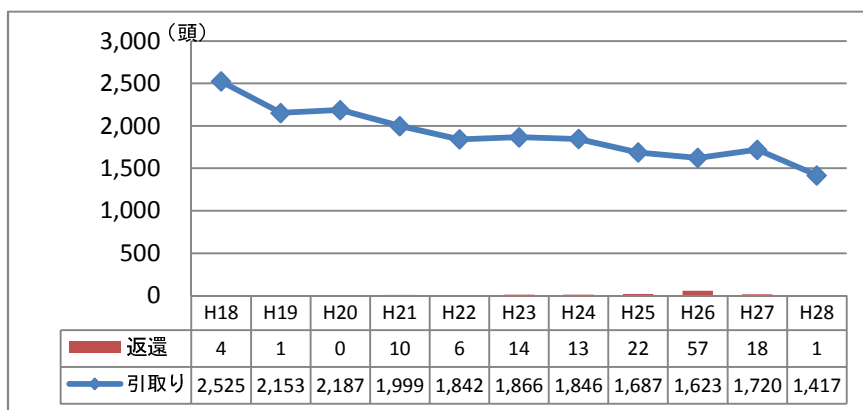
犬の引取り数及び返還数



犬の引取り数は、平成 18 年度の 1,489 頭から平成 28 年度の 388 頭へと、約 73.9%減少しています。これは、犬の繁殖制限や終生飼養の意識の高まり、室内飼養の増加等の飼養形態の変化によるものと思われます。

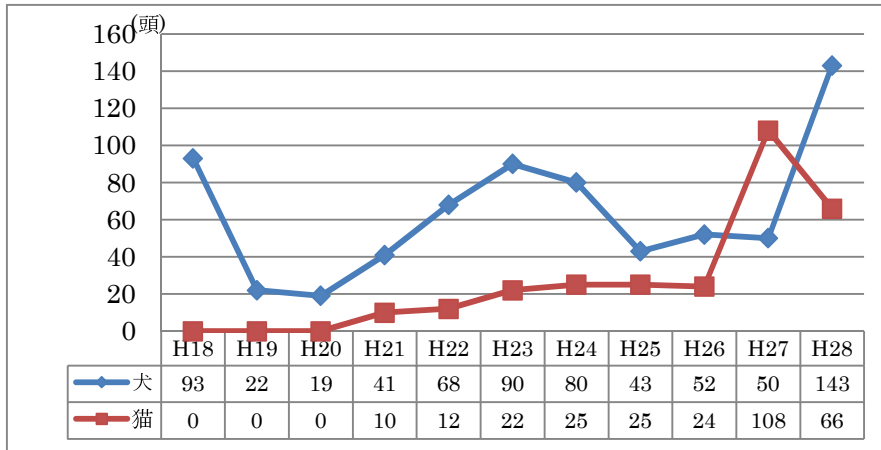
また、この内の返還数は平成 18 年度の 54 頭から平成 28 年度の 52 頭と、年度のばらつきはあるものの、数字上ではあまり変化がありません。しかし、犬の引取り数が約 4 分の 1 に減少していることから返還率は高まっています。

猫の引取り数及び返還数



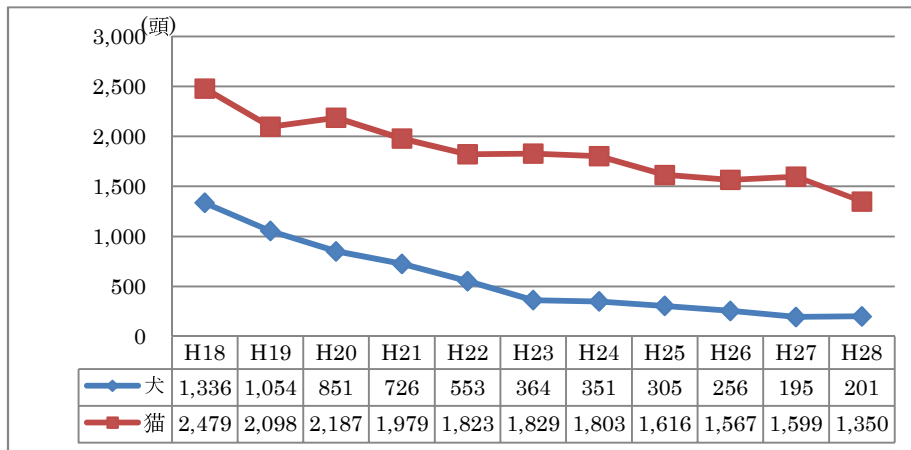
猫の引取り数は、平成 18 年度の 2,525 頭から平成 28 年度の 1,417 頭と、約 43.8%減少しています。これもまた、終生飼養や繁殖制限等が浸透してきた結果だと思われますが、犬の引取り数の減少に比べ緩やかな変化となっています。表には示していませんが全体の 9 割が所有者不明の猫であり、更にその 8 割近くを幼猫が占めています。所有者不明の成猫は遺棄や逸走が主な要因だと思われますが、所有者不明の幼猫はそのほとんどが生まれたての子猫であるため、野良猫や外飼い猫が野外で出産し、放置された結果だと考えられます。

犬・猫の譲渡数

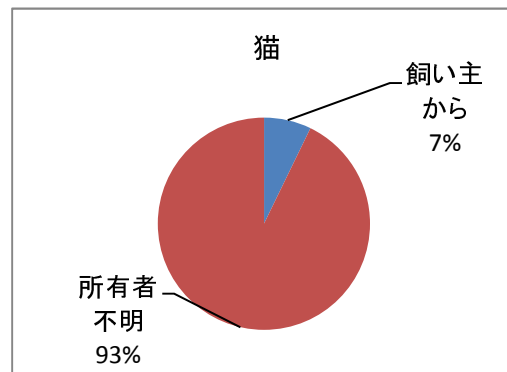
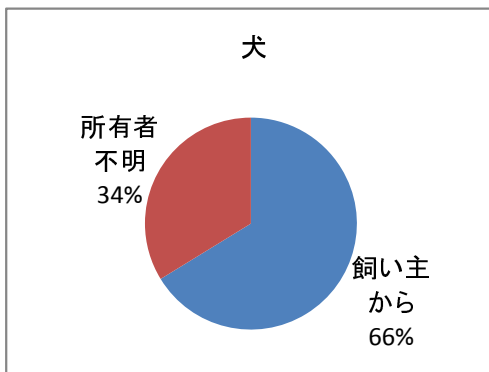


平成4年度から動物愛護センターの前身である桜井保健所動物指導管理事務所に飼養コーナーを設け、子犬のみの譲渡を行ってきました。平成20年度からは動物愛護センターの開所にもない、「適性のある動物を適正な飼い主へ」を合い言葉に、動物の譲渡事業を行っています。また、奈良市健康医療部保健所でも譲渡事業を行い、適正譲渡に努めています。犬の譲渡数は平成23年度の90頭から平成25年度の43頭と減少していますが、これは犬の引取り数自体が大きく減少している影響が強いと思われます。平成26年度からは民間団体等と協働した譲渡事業も始まり、今後一層の充実が期待されます。

犬・猫の殺処分数



殺処分された犬猫の引取り区分

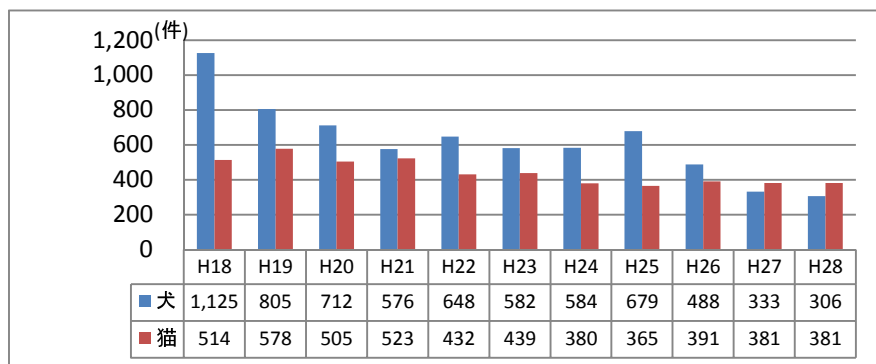


(平成28年度データ)

犬の殺処分数は引取り数の減少により、平成 18 年度の 1,336 頭から平成 28 年度の 201 頭へと、約 85.0%減少しています。これは、所有者への繁殖制限や終生飼養への意識向上の結果であると考えられるため、引き続き、これらの普及啓発活動に力を注ぎます。また、平成 28 年度の引取り全体に占める飼い主からの引取りの割合が 6 割を越えることから、この普及により、一層の引取り数削減が期待できます。

猫の殺処分数は平成 18 年度の 2,479 頭から平成 28 年度の 1,350 頭へと、約 45.5%減少しています。犬ほどの減少が見られないのは、犬に比べ引取り数の減少が少ないことが一因と考えられます。平成 28 年度の猫の引取り全体に占める所有者不明の猫の引取りの割合は約 93%です。今後は所有者不明の猫に対する施策に力を入れていく必要があると思われます。

苦情数



※不適正飼養、鳴き声、糞尿苦情など

犬に関する苦情数は平成 18 年度の 1,125 件から平成 28 年度の 306 件と、72.8%減少しています。これは、犬の社会的役割が番犬から愛玩動物に移行するに伴い、室内飼養の増加や、飼い主のマナー意識が向上したためと思われます。

猫に関する苦情数は平成 18 年度の 514 件から平成 28 年度の 381 件と約 25.9%の減少に留まりました。犬に比べて猫の飼養に対するマナー意識の向上は小さく、県内ではまだまだ放し飼いや野良猫を多く見かけます。むしろ住宅の密集度合いなどが高まったため、地域トラブルに発展する危険性も高まっています。完全室内飼養をすることで、猫自身も交通事故や怪我、迷子になるリスクが格段に減ります。繁殖制限をすることで猫の数は管理され、結果として、終生飼養へとつながります。室内飼養や繁殖制限、終生飼養等について、一層普及啓発に力を入れることが必要と考えます。

【施策1-2】 所有者明示(個体識別)の推進

犬及び猫の所有者明示の実施率は、全国的に見ると、犬が約 36%、猫が約 20%にとどまっているといわれています(環境省告示による)。

動物の所有者を明らかにすることで、犬、猫の突然の逸走や盗難に対応が可能となり、また、所有者の知らないところでの周辺への迷惑行為や、動物の遺棄の抑止も期待されることから、この所有者明示の有用性について普及啓発を図っていく必要があります。

所有者明示の普及は、返還数の増加、及び引取り数の減少につながります。これらにより殺処分数の削減を目指します。

- 個体識別の方法として、「登録鑑札」、「予防注射済票」、「名札」等はもとより、「マイクロチップ」の普及も視野に入れて所有者明示を推進していきます。
- 装着器具や方法について、パンフレット等の配布や、動物愛護センターのドッグランでの啓発、イベント等におけるデモンストレーション等により普及啓発を実施していきます。

【施策1-3】 適正飼養、繁殖制限及び終生飼養の普及啓発の推進

近年、保健所に寄せられる動物に関する苦情については、これまでの野犬の横行や咬傷事故等と比較して、所有者のモラルの欠如やマナー不足による迷惑行為、多頭飼養に起因する周辺環境の悪化、虐待・遺棄に関するもの等が増加傾向にあります。

「適正飼養」を啓発することで、所有者一人ひとりに対し動物に関する知識をさらに深める必要があり、「終生飼養」はもちろんのこと、「繁殖制限」手術が個体にも社会的にも有用性が高いことの理解を広めなくてはなりません。

また、動物の「室内飼養」は、所有者にとって飼養動物との交流の時間の増加や疾病の早期発見等多くの利点があり、さらに社会的にも周辺住民への迷惑防止につながることから、これからも積極的に、普及啓発していくべきと考えます。

適正飼養、繁殖制限、終生飼養、これに加えて室内飼養の普及啓発により、引取り数の削減、及び殺処分数の削減を目指します。同時に苦情数の削減も期待できます。

- 県は、飼養動物を原因としたトラブルの発生を防止するために、所有者の社会的責任である動物と周辺環境への配慮に基づき、適正飼養、繁殖制限、終生飼養の三原則及び室内飼養を推進します。
- このため、市町村、保健所及び動物愛護センター、狂犬病予防注射会場、譲渡講習会、動物取扱責任者研修及び動物愛護団体との協働事業やイベント等のあらゆる機会を通じて普及啓発を実施します。
- 安易な動物の飼養・濫用を排除し、虐待、遺棄等に対しては警察や関係部局と連携し、対処します。

【施策1-4】 飼い主のいない猫を減少させる取組の実施

多くの地域で飼い主のいない猫が存在し、生活環境の悪化や猫の不適正な取り扱いが社会的な問題となっています。それは、これらの猫について、立場の違う人たちがそれぞれの考えを持っていることに起因します。

このことについて、「動物と楽しく暮らせるみんなの街づくり」の観点から、猫を適正に取り扱うことで、生活環境の保全と飼い主のいない猫を減少させる取組みに、行政がどのような形で関わっていくのかを関係市町村と協議し、検討していきます。

飼い主のいない猫を減少させることは、苦情と猫の引取り数の削減につながり、殺処分数の削減も期待できます。

- パンフレットやポスター等により、「安易にエサを与えること」で爆発的に「数」が増えること、「迷惑猫」になってしまうこと、かえって猫が「不幸」になること（縄張り争い、病気、妊娠・出産等）を啓発していきます。
- 結果として、そのような猫の多くが、感染症や交通事故により路上で不幸な死を迎えていることを啓発していきます。
- 飼い主のいない猫であっても、不妊去勢手術により不幸な命の誕生を防ぐことができることを啓発していきます。
- 猫に関する苦情や、猫の路上死体の多い地域等に、集中的な啓発を行います。

[施策1-5] 収容された犬猫の譲渡の促進

犬猫の譲渡には3つの責任が伴います。譲渡される犬猫、譲渡を受ける飼い主、譲渡される犬猫が暮らすことになる地域社会、これら3者に対しての責任です。これら3者が全て幸せになる譲渡を目指していきます。

収容された犬猫の譲渡数を増加させることで、結果的に殺処分数の削減ができます。

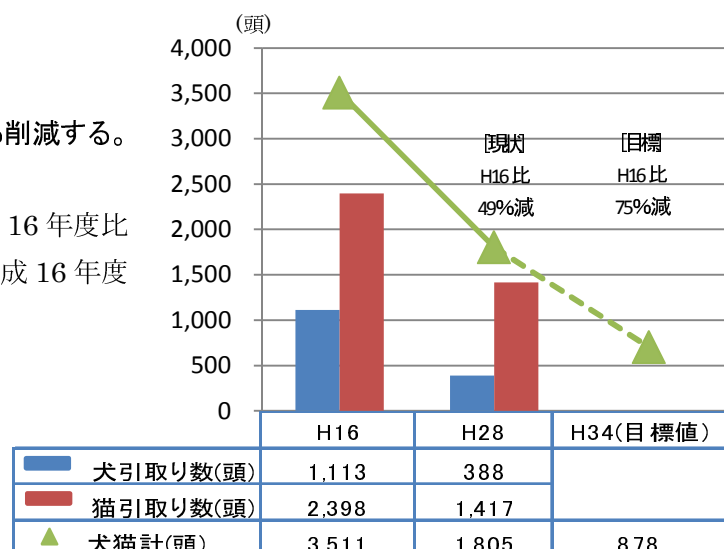
- 収容された犬猫を適正な飼い主へ譲渡する取組を一層推進していくため、民間団体等との協働・連携を拡大していきます。
- 譲渡活動そのものの認知度を上げるための啓発活動にも努めます。

これらの施策を進めることで、犬猫の引取り数及び殺処分数・殺処分率、動物に関する苦情数の削減を目指します。この評価指標として、計画中間年（5年後）となる平成34年度数値目標を以下のとおり設定します。

指標1 犬猫の引取り数

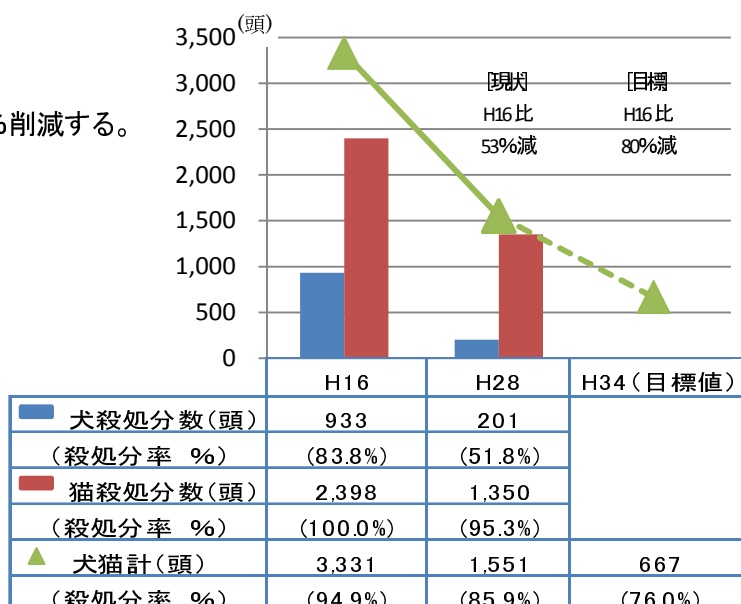
平成34年度引取り数を平成16年度比75%削減する。

基本指針における平成35年度目標（平成16年度比75%減）に準じ、平成34年度引取り数を平成16年度比75%削減します。



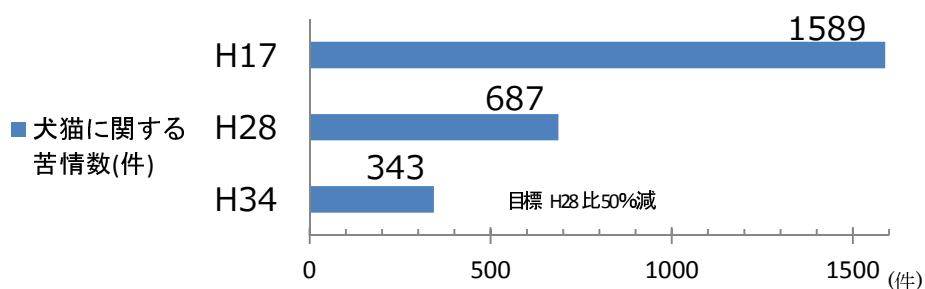
指標 2 犬猫の殺処分数

平成 34 年度殺処分数を平成 16 年度比 80%削減する。



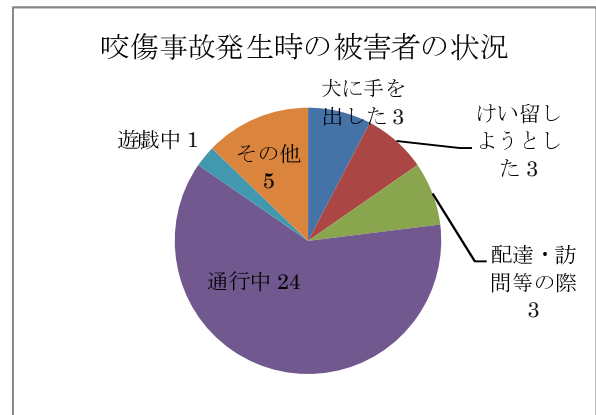
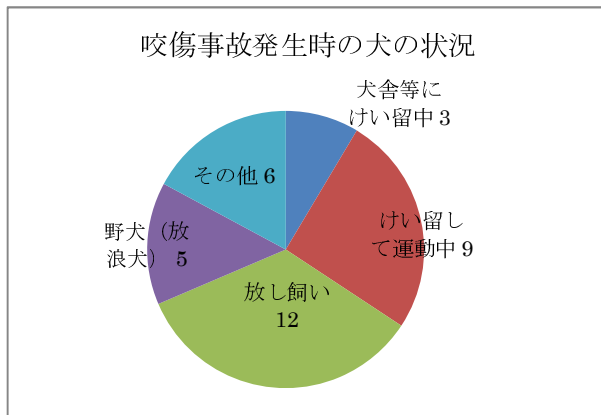
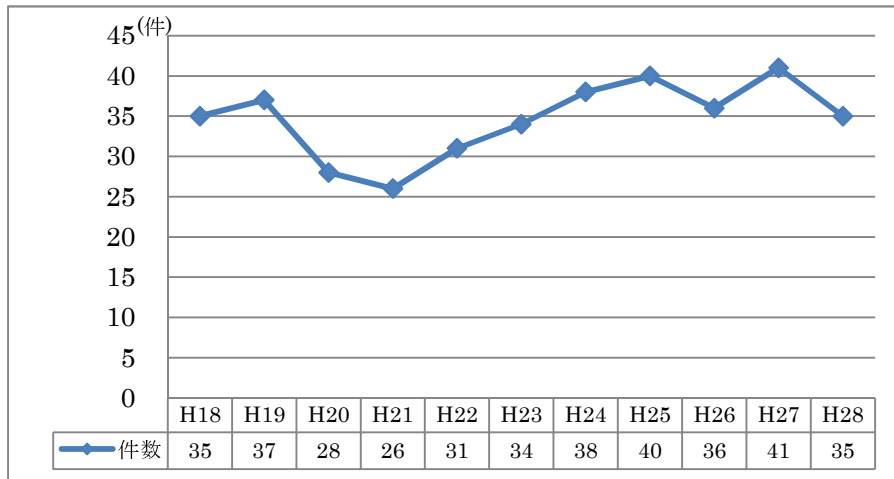
指標 3 犬猫の苦情数

平成 34 年度苦情数を平成 28 年度比 50%削減する。



※不適正飼養、鳴き声、糞尿苦情など

犬による咬傷事故数



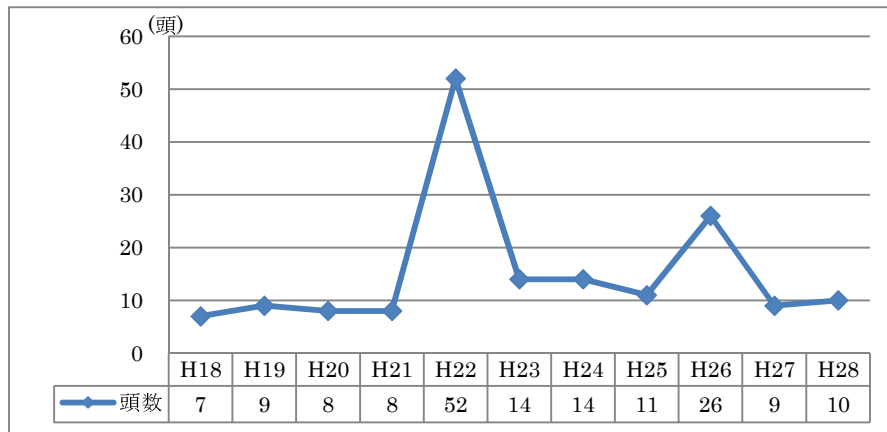
咬傷事故発生場所

犬舎等の周辺	公共の場所	その他
3	30	2

(平成 28 年度データ)

平成 18 年から平成 28 年の 11 年間、毎年 35 件前後もの犬による咬傷事故が、年次ごとにあまり差は無く発生しています。特に、公共の場所で飼い主の管理が不十分だったため起こるケースが多く見られます。犬の所有者に対し、動物を飼う社会的責任を十分に自覚し、適正飼養の必要性を引き続き啓発していかなくてはなりません。また、所有者だけでなく、すべての県民を対象に、適切な犬との接し方を啓発する必要があります。なお、これらの啓発は、動物愛護推進員等による地域に密着したアドバイス、指導等も有効と思われれます。

特定動物許可飼養数



特定動物の飼養又は保管をする場合は許可が必要です。その許可件数は、平成 29 年 4 月 1 日時点で県下全域に 8 施設あり、飼養頭数は合わせて 10 頭、内訳は以下の表のとおりです。

【特定動物の飼養状況】(平成 28 年 4 月 1 日時点)

種類	哺乳類		鳥類	爬虫類		
	霊長目	食肉目	たか目	かめ目	トカゲ目	
	おながざる科	くま科	たか科	かみつきがめ科	にしきへび科	ボア科
頭数	2	1	1	4	1	1

○ 特定動物とは

トラ、タカ、ワニ、マムシなど、人の生命・身体・財産に害を与えるおそれのある動物のことです。動物愛護管理法に基づき、約 650 種（哺乳類・鳥類・爬虫類）が定められています。

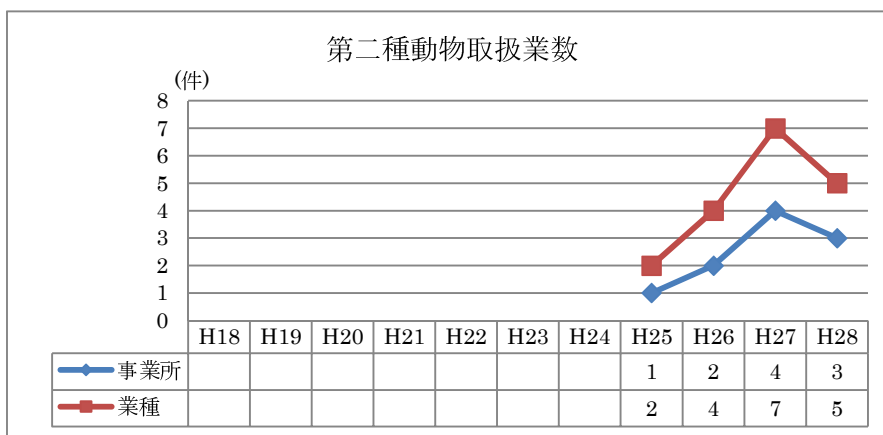
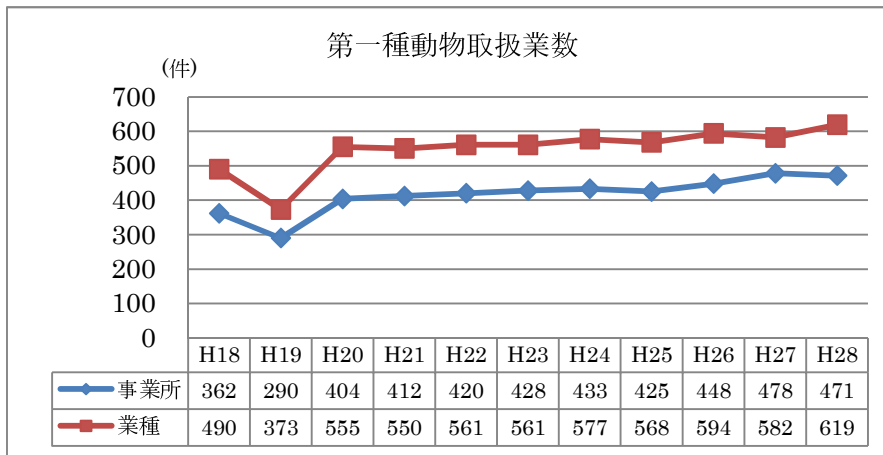
【施策 1-6】 動物による危害の発生防止

犬による咬傷事故においては、行政が把握していない事例を含めれば、もっと多く発生していると思われる。飼い主責任の徹底は当然のことですが、不用意に動物に近づくなど、動物に対する警戒心が薄れている側面もあります。また、動物には感染症を伝播する危険もあり、この点でも正しい知識を持つことが大切です。

また、動物からの直接的な危害だけでなく、犬や猫の多頭数飼養に起因して周辺的生活環境が損なわれる間接的な危害も散見されます。

- 周辺住民への危害発生を防止する対策として、所有者への啓発指導を行うと共に、特に子供たちに身を守るすべとして、動物との接し方を伝える「犬とのふれあい方教室」を実施していきます。
- 狂犬病を含む、動物由来感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めます。
- 特定動物については、引き続き定期的な監視指導を行い、災害対策を含めた安全対策の徹底を飼養者に求めます。

動物取扱業数



動物取扱業には第一種(営利)と第二種(非営利)があり、第一種には販売・保管・貸出し・訓練・展示・競りあっせん業・譲受飼養業の7業種があります。第二種には譲渡し・保管・貸出し・訓練・展示の5業種があります(第二種の届出制度は平成25年度開始)。業種ごとに登録または届出しなければならないことになっており、平成28年度では第一種動物取扱業は471事業所、619業種が登録されており、第二種動物取扱業は3事業所、5業種の届出があります。

[施策1-7] 動物取扱業者への監視指導の徹底

- 犬猫販売業者や大規模ブリーダー、または過去に苦情相談などのあった動物取扱業者を重点施設とし、定期的な監視指導を行っていきます。
- 動物取扱業者に関する苦情相談に対して、適時適切な監視指導に努めます。

[施策1-8] 動物取扱業者による飼養者への啓発指導の推進

- 動物取扱責任者研修や監視などの機会を捉えて、動物取扱業者自らが、事業所を利用する飼養者に対して、飼う前、飼い始めてから必要な知識について、十分な説明をするよう指導していきます。

[施策1-9] 実験動物及び産業動物における管理の適正化の徹底

- 関係部局と連携し、県内の実験動物及び産業動物の所有者に対して「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」や「産業動物の飼養及び保管に関する基準」に基づき、管理の適正化を図ります。

2 動物の愛護及び管理に関する普及啓発

教育機関等との連携数

		H24	H25	H26	H27	H28
遠足等来園団体数		157	186	192	178	194
いのちの教育実施校数		20	40	45	58	59
内訳	小学生プログラム	20	40	45	45	48
	中高生プログラム				13	11

うだ・アニマルパークへの遠足や校外学習等を対象に、様々な角度から動物に関する学習、体験を通じた動物愛護の普及啓発プログラムを提供し、年間を通して多くの学校、団体に活用されています。

平成24年度から、教育委員会と協力し県内小学校からモデル校を指定し、出前事業や遠足等を行う小学生向けプログラムも実施しています。また平成27年度からは、職場体験参加学生を対象に、中高生プログラムを実施しています。

[施策2-1] 動物愛護センターを活用した体験学習の実施

夏期・冬期などの長期休みを利用して、幼少時代からの動物愛護精神の涵養を図るとともに次世代への適正な動物の所有者の育成に努めます。

動物愛護センターに県下の多くの小学校等に来場していただき、学習プログラムや体験活動等を通して動物愛護思想を啓発、推進していきます。

- サマー（ウィンター）スクール：小学生を対象として、動物愛護センターの譲渡候補犬や猫の飼育体験やトレーニング体験等により、子供たちが楽しみながら適正飼養や動物との暮らしの楽しさを体感できるプログラムを実施します。

[施策2-2] 「いのちの教育プログラム」の展開

子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むため、命の大切さを考えさせ「生きる力」を育成する「いのちの教育」を実施する小学校の取り組みを支援していきます。

また、中高生に向けてのプログラムにおいても、多くの学校で実施できるよう検討して行きます。

- 教育機関と連携を深め、成長過程に応じた「いのちの教育プログラム」を展開していきます。
- 人と動物が共生する社会づくりの担い手の育成に努めていきます。

3 災害時における動物の適正な飼養及び保管

平成 28 年 5 月に奈良県と奈良市は、公益社団法人奈良県獣医師会と「災害時における動物救護活動に関する協定書」を締結しました。平成 28 年度から県主催の防災総合訓練に継続参加し、避難先でのペットの飼養と、同行避難に向けたペット飼養者の備えについて啓発しています。

[施策3-1] 人とペットの災害対策ガイドラインの作成

災害発生時に迅速な対応がとれるよう、関係機関と対応を検討します。

- 人とペットの災害対策ガイドラインを作成します。

[施策3-2] 動物の災害対策に関する啓発物品の作成・配布、研修会の実施

平時よりリーフレットなどを用いた啓発に努め、ペットの飼養者や動物取扱業者などへ自助努力を促します。また、ペットの災害対策に関する研修会を実施し、ペット飼養者が備えるべき事柄について情報提供していきます。

- ペットの災害対策啓発物品を作成、配布します。
- ペットの災害対策をテーマとする研修会を開催します。

4 行政機関、民間団体等との協力体制の構築

連携ボランティア数

	制度開始年度	登録（委嘱）数
民間団体等を介在する動物譲渡事業 登録団体等	平成 26 年度	5 (内 3 は団体)
動物愛護推進員	平成 27 年度	12
飼養ボランティア	平成 28 年度	13 (登録希望者数)

(平成 28 年度末状況)

[施策4-1] ボランティアの育成、支援体制の構築

動物愛護センターを中心に、ボランティアの方々と譲渡活動や適正飼養の普及啓発を協働して進めていく体制を整えます。

- 譲渡や一時飼養、普及啓発活動など、ボランティアの活動実態を踏まえ、活動しやすい連携の仕組みを構築します。
- 県が開催するイベントや研修などへの参加や、ボランティア活動での使用を想定した啓発ツールの提供を行います。
- 災害対策や啓発に関わるボランティアの育成・支援に努めます。

[施策4-2] 関係機関との連携

市町村や、動物の遺棄・虐待等犯罪を取り締まる立場にある警察などとの連携を深め、動物愛護管理行政全体の一層の推進を図ります。

○ 市町村との連携

住民により身近な市町村において、行政が抱える動物に起因する生活環境問題など、地域の情報や認識を共有し、協働して対応・指導に当たります。

また、動物愛護に関する普及啓発に関しても協働して行うことで、殺処分数の削減を図ります。

○ 教育委員会との連携

「いのちの教育プログラム」の展開において、教育の専門家である教育委員会と連携し、成長過程に応じた「いのちの教育プログラム」を研鑽し、人と動物が共生する社会づくりの担い手の育成に努めていきます。

○ 警察との連携

動物の遺棄・虐待を防止するため、警察と協働して普及啓発に努めていきます。また、動物による危害の発生に対しても、協働して防止に努めます。

○ 公益社団法人奈良県獣医師会との連携

動物の診療及び保健衛生の指導を行う公益社団法人奈良県獣医師会と連携して、動物の適正飼養の普及啓発に努めます。また、災害対策においても協働し、ガイドラインや普及啓発資料の作成などを行います。

○ 動物愛護団体、ボランティア等との連携

動物愛護や適正飼養の普及啓発、譲渡活動、災害対策の普及啓発などの活動を行うボランティアと連携し、県民への普及啓発や犬猫譲渡の拡大に努めます。